

今日の一問 (やまだ塾)

(2008年12月15日掲載)

No.98	2009年の「産科医療補償制度」について述べよ。
解答	<p>【1】 制度の概要</p> <p>○お産の現場では、予期せぬできごとが起こってしまうことがある。「産科医療補償制度」は、お産をしたときになんらかの理由で重度の障害を抱えた赤ちゃんとその家族のことを考えた新しい仕組みである。</p> <p>○産科医療補償制度では、①通常の妊娠・分娩にもかかわらず、分娩に関連して重度脳性まひになった赤ちゃんが速やかに補償を受けられ、②重度脳性まひの発症原因が分析され、再発防止に役立てられることによって産科医療の質の向上が図られ、安心して赤ちゃんを産める環境が整備されることをめざしている。</p> <p>○この制度は、分娩機関(分娩を取り扱う病院、診療所や助産所)が加入する制度である。</p> <p>○また、この制度は、民間の保険を活用しながら、(財)日本医療機能評価機構(厚生労働省所管)が運営するもので、2009年1月からスタートする。</p> <p>【2】 制度の仕組み</p> <p>① 分娩期間と妊産婦との契約に基づいて、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払う。</p> <p>② 分娩期間は、保証金支払いによる損害を担保するため、運営組織が契約者となる損害保険に加入する。</p> <p>【3】 制度の内容</p> <p>(1) 補償対象</p> <p>■2009年1月1日以降に、本制度に加入している分娩機関において生まれた赤ちゃんで、次の条件をすべて満たす場合に、補償の対象となる。(対象推計数:概ね500~800人/年間)</p> <p>① 通常の妊娠・分娩にもかかわらず「脳性麻痺」となった場合とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><出生体重2,000g以上かつ在胎週数33週以上、身体障害者等級1・2級程度の重傷者、先天性要因等の除外基準に該当するものを除く></p> <p>② 出生体重・在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については、個別審査する。</p> <p>(2) 補償金額</p> <p>○3,000万円(一時金:600万円+分割金:2,400万円(毎年120万円を20年間))</p>

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

<p>(3) 保険料</p> <p>■本制度では、お産一件ごとに分娩機関が3万円の掛金を負担することになっている。制度の適用を受けるためには、お産をする分娩機関が制度に加入していることが必要となる。</p> <p>■また、本制度の開始に伴い、掛金相当分の分娩費の上昇が見込まれることから、健康保険から給付される「出産育児一時金」も2009年1月から現行35万円が38万円となる。</p> <p>○一分娩当たり 30,000円</p> <p>(4) 加入促進策</p> <p>■2008年12月1日現在で加入率は97.5%である。加入している分娩機関では、「産科医療補償制度」のシンボルマークを院内に掲示される。</p> <p>(ア) 都道府県がHP等を通じて行う医療機能に関する情報提供の項目に本制度の加入状況が追加される。</p> <p>(イ) 医療機関が広告できる項目に本制度加入が追加される。</p> <p>(ウ) (財)日本医療機能評価機構のHPを通じて加入分娩機関を公表される。</p> <p>(5) 登録証・請求</p> <p>○本制度に加入している分娩機関から妊産婦に交付される「参加医療保障制度登録証」は、補償対象の認定審査に必要となる。</p> <p>○補償の請求は、原則として、脳性まひの正確な診断が可能な満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までの間に申請することができる。また、診断が可能な場合は、生後6か月以降でも、申請を行うことができる。</p> <p>(6) 補償対象の認定・補償金の支払手続</p> <p>○補償対象の認定・補償金の支払手続は、(財)日本医療機能評価機構において行われる。また、医学的な観点から、重度脳性まひの発症原因を分析し、その結果を家族および分娩機関に知らされる。</p> <p>○本制度では、早期救済の観点から、過失の有無にかかわらず、速やかに補償金が支払われるが、分娩機関に損害賠償責任がある場合は、補償金と損害賠償金の調整が行われる。</p> <p>(7) 実施期日</p> <p>○2009年1月1日</p> <p>(8) その他</p> <p>○5年後を目途に、制度内容について検証し、適宜必要な見直しを行うこととされている。</p>
--